

制限緩和申請に関する算定方法

「無菌、滅菌、培養、凍結乾燥、合成、常時稼働が必要な温度管理等の製造又は保管工程」に要する電力が使用電力の相当程度を占めることが制限緩和の要件となっているが、「相当程度」の算定方法は以下のとおり。

1. 対象期間

- 基準期間以降に契約電力の変更をしていない場合：基準期間の使用最大電力（ピーク）を記録した日時（1時間）
- 基準期間以降に契約電力の変更をしていない場合で基準期間の使用最大電力（ピーク）を記録した日時（1時間）で算定できない場合：基準期間
- 基準期間以降に契約電力の変更をしている場合：制限緩和申請を行う直近1ヶ月間（以下、「直近1ヶ月間」）

2. 対象設備

- 算定の対象となる設備は、次のとおり。無菌、滅菌、培養、凍結乾燥、合成、常時稼働が必要な温度管理等の製造又は保管工程を有する設備。

3. 使用電力割合の基準

- 使用電力に占める対象設備の使用電力の割合の基準は、下記のとおりとする。
 - ◆ 医薬品製造販売業・卸売販売業 30%以上
 - ◆ 医療機器製造販売業 50%以上

4. 算定方法

- 使用電力に占める割合の算定方法は、下記のとおりとする。

$$\text{使用電力に占める割合} = \frac{\text{対象設備における「対象期間」の使用電力量（※1）}}{\text{需要設備全体の「対象期間」の使用電力量（※2）}}$$

（※1）各設備の容量の合計値等でも可

（※2）契約電力でも可

（具体例）50% = 500 kWh / 1000 kWh

対象設備における「対象期間」の使用電力量 = 500 kWh

需要設備全体の「対象期間」の使用電力量 = 1000 kWh